

公安委員会

説明資料No. 1

国家公安委員会委員長に対する  
開示請求の決定について  
(行政機関情報公開法関係)

平成26年12月18日

国家公安委員会会務官

(略)

公安委員会 説明資料No. <b>2</b>	「銃砲刀剣類所持等取締法施行令 の一部を改正する政令案」について	平成26年12月18日 保 安 課
<p><b>1 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案の概要</b></p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第39条において、本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類を、上陸地を管轄する警察署長が仮領置しないでも危険がないと認められる場合を定めているところ、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）の施行に伴い新設される船舶観光上陸をしようとする場合を同条に追加するもの。</p> <p><b>2 意見募集の結果</b></p> <p>上記1について、11月14日（金）から12月13日（土）までの間、意見公募手続を実施したところ、1件の御意見が寄せられたが、本政令案に係る内容ではなかった。</p> <p><b>3 今後の予定</b></p> <p>平成26年12月19日 閣議</p> <p>平成27年1月1日 施行</p>		

公安委員会 説明資料No. <b>3</b>	警察庁長官に対する開示請求の決定について (行政機関情報公開法関係)	平成26年12月18日 総務課
<b>(略)</b>		

## 1 経緯

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会（以下「協議会」という。）決定）において、各府省庁は、本年末を目途に「取組計画」を策定することとされたもの。

## 2 取組計画（案）の概要（資料参照）

## (1) 推進体制

- ア 警察庁特定事業主行動計画等策定・実施委員会  
取組計画の推進に当たるとともに、毎年度1回、取組計画の進捗状況の分析・評価等を実施し、協議会に推進状況を報告。
- イ 女性職員活躍・ワークライフバランス推進室  
施策を具体的に推進していくため、女性職員活躍・ワークライフバランス担当官（人事総括企画官）を長とし、官房内関係課等の担当補佐を室員とする室を設置。
- ウ 女性職員活躍・ワークライフバランス担当者  
各附属機関・地方機関のとりまとめ課長を女性職員活躍・ワークライフバランス担当者とし、各機関における取組を推進。

## (2) 措置の概要

- ア 働き方改革
  - (ア) 価値観・意識の改革
    - 多様な働き方が受け入れられる組織文化の形成
    - 効率的な業務運営等に資する取組について人事評価へ反映
  - (イ) 職場における仕事改革
    - 職場ごとに業務の合理化等に取り組み、状況を推進室に報告
    - モデル部署において業務改革等に資する先駆的取組を試行
    - 超勤縮減のための各種取組を実施、協議ルールの徹底
- イ 子育て・介護等と両立して活躍できるための改革
  - 子育て、介護等との両立のため利用可能な制度等の周知
  - 男性職員の育児休業、配偶者出産休暇等の取得促進
  - 産休（育休）前、育休中（復帰前）、復帰後における面談等
  - 保育施設、育児関連支援サービス等の教示
- ウ 女性の採用の拡大及び計画的育成による登用の拡大
  - 採用募集活動の強化
  - 女性職員、幹部候補職員又は管理職員対象の研修の実施、受講奨励
  - 昇任の過程における転居を伴う異動の在り方の検討
  - 採用・登用の数値目標を設定（登用目標は平成27年度末まで）
    - ・ 内部部局及び科警研における国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合：総じて30%以上
    - ・ 皇宮警察本部及び及び地方機関の国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合：総じて20%以上
    - ・ 本庁課長補佐相当職以上に占める女性職員の割合：3.2%
    - ・ 本庁課室長相当職以上に占める女性職員の割合：2.4%

## 3 今後の予定

特定事業主行動計画との統合等のため、平成27年3月に改正予定。

## 1 趣旨

日越両国の警察分野での連携を強化するため、当庁及び越公安省のハイレベルで、双方が関心を有する治安課題について、定期的に意見交換等を行うもの。

## 2 日程及び開催場所

平成26年12月12日（金） 警察庁

## 3 出席者

日本側：金高警察庁次長、鈴木長官官房審議官、今林国際課長、  
河合国際捜査管理官、岡部サイバーセキュリティ参事官、  
竹迫国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官等

越側：タン公安副大臣、関係課長等

## 4 結果

### (1) 協議テーマ

- 国境を越える犯罪及び国際捜査協力
- 薬物犯罪対策
- 二国間の更なる協力方策（ハイテク・サイバー犯罪対策、国際テロ対策等における協力）

### (2) 協議結果

- 協議テーマに関する情勢、施策、今後の取組等について率直な協議を実施。
- 地域及び両国の治安に関する情報交換の推進に合意。
- 人材育成に向けた協力、経験共有及び交流の推進に合意。

## 5 次回の開催

第3回協議は来年、ベトナムにおいて開催予定。

## 1 改正経緯

金融機関の防犯対策については、「金融機関の防犯基準」に基づき、強盗、カード犯罪等に関する防犯指導等を行ってきたところであるが、振り込め詐欺等の特殊詐欺の平成25年における被害額は約489億円と過去最多となるとともに、インターネットバンキングに係る不正送金事犯についても、平成26年上半期だけで、既に25年中を上回る約18億5,200万円の過去最多の被害が生じており、これらに対する被害防止対策の更なる推進が必要な状況にある。

こうした状況に鑑み、関係省庁及び金融機関関係団体の意見を聴取するなどして、「金融機関の防犯基準」の改正を行ったもの。

## 2 主な改正点

### (1) 特殊詐欺の被害防止

- ATMを活用した注意喚起等
- 窓口・ATMにおける金融機関職員による注意喚起等

### (2) インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害防止

ア 金融機関におけるセキュリティ対策の推進

イ 利用者への注意喚起

※ ウィルス対策ソフトの導入

※ 基本ソフト及び各種ソフトを最新の状態に更新

## 3 今後の対応

関係省庁及び金融機関の関係団体に対して、改正した防犯基準に沿った防犯対策の推進を要請するとともに、各都道府県警察に対して、金融機関等と連携した本防犯基準の普及及び対策の推進を指示する。

1 発生状況

(17日現在)

平成26年12月14日から15日にかけて、宮崎県延岡市北川町の養鶏場（飼養数：約4000羽）で鶏が約30羽死んでいるのが発見され、遺伝子検査の結果、H5亜型の鳥インフルエンザウイルスが検出されたもの。

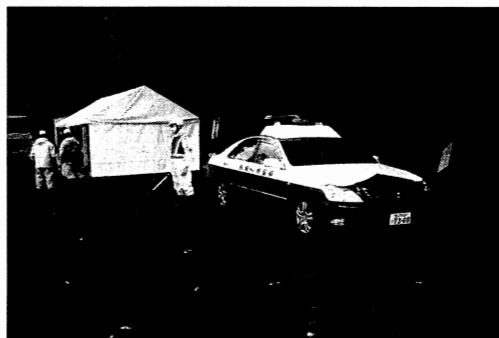
2 警察の対応

(1) 宮崎県警察の対応

12月15日午後4時30分、警備第二課長を長とする「宮崎県警察高病原性鳥インフルエンザ対策連絡室」を設置。翌16日午前3時に警備部長を長とする「宮崎県警察高病原性鳥インフルエンザ対策室」に格上げ。県による防疫措置の支援として、消毒ポイントにおいて24時間体制で警戒活動を実施。

- ・ 固定警戒 - 消毒ポイント2か所（国道に設置）に2名ずつ配置。
- ・ 流動警戒 - パトカー等で消毒ポイント6か所（県道等に設置）を警戒。

車両延べ24台 警察官延べ80名



(2) 大分県警察の対応

12月16日午前9時、警備第二課長を長とする「大分県警察特定家畜伝染病対策室」を設置。宮崎県との県境付近の消毒ポイントを中心とし、パトカー2台計4名で流動警戒を24時間体制で実施。

(3) 警察庁の対応

12月16日午前2時30分、地域課長を長とする「警察庁対策室」を設置。各都道府県警察に対し、防疫措置の支援、交通規制等の諸対策の実施について指示。

3 政府等の対応

宮崎県は、12月15日午後6時30分、知事を長とする宮崎県高病原性鳥インフルエンザ対策本部を設置。また、養鶏場から半径3キロ以内を移動制限区域、半径10キロ以内を搬出制限区域と設定したほか、消毒ポイント設置箇所の選定等を実施。16日までに、養鶏場の鶏約4000羽を処分し、養鶏場の防疫措置が完了。

また、政府は12月16日午前2時20分、総理官邸内危機管理センターに情報連絡室を設置。同日午前9時20分、国家公安委員会委員長も構成員である鳥インフルエンザ関係閣僚会議（官房長官主催）を開催し、同日午前11時、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議を開催。

1 実施期間

平成26年11月1日から30日までの1か月間（10月：準備期間）

2 指名手配被疑者の検挙状況

(1) 内訳（10月の準備期間を含む。以下同じ。）

	検挙人員	昨年比
指名手配被疑者	437人	-63人
捜査重点被疑者	61人	-9人
警察庁指定重要指名手配被疑者	1人	+1人
都道府県警察指定重要指名手配被疑者	60人	-10人
捜査重点被疑者以外	376人	-54人

(2) 端緒及び逃亡期間別

逃亡期間 端緒	5年以上	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	6か月以上 1年未満	6か月未満	計（人）
立ち回り先捜査	2 (67%)	—	2 (33%)	6 (55%)	13 (59%)	207 (52%)	230 (53%)
職務質問	—	—	—	1 (9%)	4 (18%)	45 (11%)	50 (11%)
見当たり捜査	—	—	2 (33%)	1 (9%)	—	51 (13%)	54 (12%)
他事件逮捕	1 (33%)	—	—	—	—	8 (2%)	9 (2%)
一斉捜査	—	—	—	1 (9%)	—	5 (1%)	6 (1%)
通報	—	—	1 (17%)	—	1 (5%)	7 (2%)	9 (2%)
出頭	—	—	1 (17%)	—	—	24 (6%)	25 (6%)
その他	—	—	—	2 (18%)	4 (18%)	48 (12%)	54 (12%)
計（人）	3 (100%)	—	6 (100%)	11 (100%)	22 (100%)	395 (100%)	437 (100%)

3 検挙事例

(1) 警察庁指定重要指名手配被疑者の検挙

警察庁指定重要指名手配被疑者（組織的殺人未遂）として、特定危険指定暴力団五代目工藤會組員を指定し、検挙【福岡県警察】

(2) 長期逃亡被疑者の検挙

時効完成まで約3ヶ月の指名手配被疑者（窃盗）について、SNSサイトで偽名を名乗っていることが判明し、偽名を手掛かりとして潜伏先を割り出し、検挙【福岡県警察】

(3) 見当たり捜査による検挙

帰宅途中の見当たり捜査員が、指名手配被疑者（横領）を発見し、応援要請を行った上、検挙【大阪府警察】

(4) 職務質問による検挙

無灯火の自転車に乗車していた男1名を職務質問したところ、指名手配被疑者（強盗傷人）であることが判明し、検挙【福島県警察】

(5) 全国一斉捜査における検挙

宿泊施設等に対する全国一斉捜査において、ホテルを利用していた指名手配被疑者（傷害）を発見するなど、期間中6名の被疑者を検挙【愛知県警察、三重県警察、大阪府警察など】



公安委員会 説明資料No. <b>9</b>	犯罪による収益の移転の危険性の 程度に関する評価書について	平成26年12月18日 組織犯罪対策企画課
---------------------------	----------------------------------	--------------------------

## 1 経緯

平成25年のG8行動計画原則に「リスク評価を実施し、自国の資金洗浄・テロ資金対策を取り巻くリスクに見合った措置を講じる。」との項目が盛り込まれたこと等を受け、警察庁、金融庁等関係省庁が協力して、みだしの評価書を取りまとめたもの。

## 2 評価の手法

犯罪による収益の移転の危険性に関わる要因を、「取引形態」、「顧客」、「国・地域」、「商品・サービス」等の類型に分類した上で、要因ごとに、マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性、危険性低減のため取られている措置、検挙事例等を分析して、危険性の程度を評価した。

また、危険性を低下させる要因を有する取引についても評価を行った。

## 3 評価の概要

### (1) 危険性に関わる要因

#### ○ 取引形態

非対面取引、現金取引等

#### ○ 顧客

反社会的勢力、非居住者、外国の重要な公的地位を有する者等

#### ○ 国・地域

FATF声明により対策の欠陥を指摘されている国・地域

#### ○ 商品・サービス

預貯金口座に係る取引、内国為替、貸金庫、手形・小切手、資金移動サービス、外貨両替等

※ 電子マネー等新たな技術を利用した取引については、引き続き動向を注視すべきものとした。

### (2) 危険性を低下させる要因を有する取引

#### ○ マネー・ローンダリング等への悪用が困難な取引

#### ○ マネー・ローンダリング等への悪用が非効率な取引

#### ○ 本人性を確認する手段が法令等により担保されている取引